

令和4年4月

お客様各位

令和4年福島県沖を震源とする地震の影響に対する金融上の措置についてのお知らせ

このたびの福島県沖を震源とする地震に伴う災害により被害を受けられた被災者の皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

つきましては、当分の間、被害を受けられました皆様に、下記のとおり、対応しますのでお知らせいたします。

記

1. 預金通帳、証書、お届けの印鑑等をなくされた方は、お支払について便宜扱いもいたしますのでご相談ください。（ご本人様を確認できる資料をできる限りご持参ください。）
2. 事情により定期預金・定期積金の期限前払戻しに応じます。また当該預金等を担保に融資も致します。
3. このたびの災害による障害のため支払期日が経過した手形については、関係金融機関と話し合いのうえお取立てが出来ますので、ご相談ください。
4. このたびの災害時における不渡り処分等、電子記録債権の取引停止処分又は利用解除等についてはご相談ください。
5. 汚れた紙幣や貨幣についてはお引換いたします。
6. 国債等をなくされた場合はご相談ください。
7. 災害による応急資金が必要な場合はご相談ください。手続きの簡便化、迅速化に努めるほか、ご融資金の返済猶予等についても検討させていただきますのでご相談ください。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等を説明させていただきますのでご相談ください。
9. 罹災証明書が必要な手続きにおいても、市町村における交付状況等を勘案し、他の手段による被災状況の確認を考慮しますのでご相談ください。
10. 全店舗はATMコーナーを含め通常どおり営業しております。

以上